

# 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 055-978-7511（午前9時～午後5時まで）

担当 特別養護老人ホーム伊豆白寿園 生活相談員

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. 特別養護老人ホーム伊豆白寿園の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 施設名称     | 社会福祉法人共済福祉会 特別養護老人ホーム伊豆白寿園 |
| 所在地      | 静岡県田方郡函南町平井750             |
| 介護保険指定番号 | 介護老人福祉施設（静岡県2270300078）    |

### (2) 施設の職員体制（常勤：職員・契約職員を示す、非常勤：嘱託・短時間職員を示す）

|                        | 資格          | 常勤  | 非常勤 | 計   |
|------------------------|-------------|-----|-----|-----|
| 管理者                    | 施設長         | 1名  |     | 1名  |
| 医師                     | 医師          |     | 1名  | 1名  |
| 介護支援専門員                | 介護支援専門員     | 1名  |     | 1名  |
| 生活相談員                  | 社会福祉士等      | 2名  |     | 2名  |
| 直接<br>処<br>遇<br>職<br>員 | 看護師         | 1名  | 3名  | 4名  |
|                        | 准看護師        | 1名  | 1名  | 2名  |
|                        | 介護福祉士       | 23名 | 1名  | 24名 |
|                        | ヘルパー1・2級修了者 | 1名  | 2名  | 3名  |
|                        | その他（介助員含む）  | 1名  | 2名  | 3名  |
| 栄養士                    | 管理栄養士       | 1名  |     | 1名  |
| 機能訓練指導員                | 理学療法士等      | 1名  | 1名  | 2名  |
| 事務職員                   |             | 1名  |     | 1名  |
| 計                      |             | 34名 | 11名 | 45名 |

### (3) 施設の設備概要

| 定員  | 80名（短期入所生活介護を含む）   |            |     |    |
|-----|--------------------|------------|-----|----|
| 居室  | 4人部屋               | 10室（45.0㎡） | 医務室 | 1室 |
|     | 2人部屋               | 15室（22.5㎡） | 相談室 | 1室 |
|     | 個室                 | 10室（16.9㎡） | 食事室 | 2室 |
| 浴室  | 普通浴室、特殊浴室、<br>個人浴室 | 機能訓練室      | 1室  |    |
|     |                    | 霊安室        | 1室  |    |
| 静養室 | 2室（2床）             |            |     |    |

## 3. サービス内容

|  |   |
|--|---|
| 短期入所生活介護<br>（介護予防短期入<br>所生活介護）計画の<br>立案と援助 | 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を利用されるにあたって、利用者及びその家族の意向を聞きながら継続した在宅生活を過ごせるような介護計画を作成し、安らぎのある生活の援助を行っていきます。 |
| 食<br>事                                     | 朝食 8:00 ~ 9:00  |
|  | 昼食 12:00 ~ 13:00  |
|  | 夕食 18:00 ~ 19:00  |

|         |   |
|---------|---|
| 入浴      | 週2回入浴していただけます。<br>但し、身体の状態に応じ、清拭となる場合があります。   |
| 介護      | 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）計画に沿って下記の介護を行ないます。<br>着替え、排泄、食事等の介護、口腔ケア、おむつ交換、体位変更、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等々 |
| 機能訓練    | 利用者の状況によって2階訓練室及び居室にて機能訓練を行ないます。  |
| 生活相談    | 常勤の生活相談員に日常生活全般に関することを相談できます。   |
| 健康管理    | 短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。   |
| 理美容サービス | 当施設では月2回程度、理美容サービスを実施しております。<br>利用するには予約が必要です。  |
| 活動      | 日中、体操や創作活動を行います。  |

#### 4. 利用料金

##### (1) 基本料金（介護保険給付として定められた料金）

##### ①施設利用料（短期入所生活介護費）（単位：単位数）

|       | 一日あたりの報酬単位数 | 連続31日以上利用の場合 |
|-------|-------------|--------------|
| 要介護度1 | 603         | 573          |
| 要介護度2 | 672         | 642          |
| 要介護度3 | 745         | 715          |
| 要介護度4 | 815         | 785          |
| 要介護度5 | 884         | 854          |

##### ②施設利用料（介護予防短期入所生活介護費）（単位：単位数）

|      | 一日あたりの報酬単位数 |
|------|-------------|
| 要支援1 | 451         |
| 要支援2 | 561         |

※①②共に、連続して30日以上利用した場合は、31日目は全額自費、32日目からは減算された単位数になります。それ以降も連続して利用出来るのは30日ごとで、次の日は全額自費となります。

上記、施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

| 加算名          |       | 単位数  |                                      |
|--------------|-------|------|--------------------------------------|
| サービス提供体制強化加算 | (I)   | 22単位 | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合80%以上          |
|              | (II)  | 18単位 | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合60%以上          |
| 看護体制加算       | (I)   | 6単位  | 常勤の看護師を1名以上配置している                    |
|              | (II)  | 13単位 | 看護師の24時間連絡体制を設けている                   |
|              | (III) | 12単位 | (I)に加えて利用者の総数のうち、介護度3以上の利用者の割合が7割以上  |
|              | (IV)  | 23単位 | (II)に加えて利用者の総数のうち、介護度3以上の利用者の割合が7割以上 |

|                 |                |   |
|-----------------|----------------|---|
| 夜勤職員配置加算（Ⅲ）     | 15単位/日         | 夜勤帯に喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している                         |
| 機能訓練体制加算        | 12単位/日         | 機能訓練指導員を配置し、訓練を実施している                               |
| 送迎加算            | 184単位/回        | 送迎範囲<br>函南町・旧葎山町・旧伊豆長岡町の全域、三島市（大場・東大場地区・多呂・北沢・梅名地区） |
| 生産性向上推進<br>体制加算 | （Ⅰ）<br>100単位/月 | 見守り機器等を複数導入し、業務改善の取組による成果が確認されている                   |
|                 | （Ⅱ）<br>10単位/月  | 見守り機器を導入し、委員会で改善活動を継続的に行っている                        |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅰ    | 14%            |   |

函南町は、地域区分が「7級地」に該当し、上記表の単位数に 10.17 円 を乗じた金額の、一定割合をお支払いいただくようになります。なお、所得に応じて負担額が異なり、負担割合については、介護保険負担割合証に記載の通りとなります。

③ 食費 朝食 300円 昼食 600円 夕食 545円

ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額になります。

④ 滞在費 1日あたり 915円（4人部屋・2人部屋）  
1日あたり 1,231円（個室）

ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している滞在費の負担限度額になります。

⑤ おやつ代 1日あたり 100円 [（ ）希望する （ ）希望しない]  
※ 希望の有無に ○ を記入してください。

(2) その他の料金

- ① 理美容費 調髪、カット 1,500円
- ② 行事食 その都度 500円
- ③ 受診対応 基本はご家族対応ですが、やむを得ず職員が対応した場合  
職員の付き添い 3,000円/回  
施設の手で送迎した場合 1,000円/片道
- ④ その他 上記の他に、身の回り品等は自己負担になります。

(3) キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| ① 入所日の午前8時までにご連絡をいただいた場合 | 無 料    |
| ② 上記以外の場合                | 1,500円 |

(4) 利用の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- 利用者が中途退所を希望した場合
- 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- 利用中に体調が悪くなった場合
- 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

#### (5) 支払い方法

毎月、15日に前月分の請求書を発行し、郵送します。27日に登録いただいた口座より引落いたします。領収書は、利用月の翌々月にご自宅に郵送させていただきます。

### 5. サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用契約

当施設の利用前に「短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用契約」を締結します。  
なお、契約にあたり「代理人」が必要な場合は、利用前の面接時に代理人も同席の上契約を取り交わします。

#### (2) サービス利用契約の終了

- ① ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合
- ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- お客様が介護保険施設に入所した場合
- 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護（要支援）認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります。

- ご利用者がお亡くなりになった場合

- ③ その他

- ご利用者が、サービス利用料金お支払いを6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、退所していただく場合がございます。
- やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。
- 利用者またはそのご家族、その他関係者が、故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのおそれがある場合等、サービス利用を継続しがたい重大な事由がある場合は、退所していただく場合がございます。

### 6. 当施設のサービスの特徴等

#### (1) 運営方針

- ケアプランに基づく適切な利用者処遇サービスの提供
- 地域及び利用者家族との密接な連携強化による相互信頼感の醸成
- 災害の防止及び保健衛生の保持による安全で衛生的な施設の運営
- 研修体制の充実により職員の資質を高め、利用者処遇サービス及び専門技術等の向上を図る

#### (2) サービス利用のために

| 事 項         | 有 無 | 備 考              |
|-------------|-----|------------------|
| 男性介護職員の配置   | 有   |                  |
| 従業員への研修の実施  | 有   | OJT、OFF-JT の随時実施 |
| 身体的拘束       | 無   | 身体拘束廃止委員会の設置     |
| その他施設諸規則の遵守 | 有   |                  |

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- 面 会・・・・・・・・・・ 平日午前 10 時～午後 4 時まで
- 外 出・・・・・・・・・・ 2 日前までに所定の書式にてお申し出ください。
- 飲酒、喫煙・・・・・・・・ 飲酒、喫煙はできません。
- 機能訓練器具等・・・・・・・・ 機能訓練指導員の指導によりご利用できます。
- 金銭、貴重品の管理・・・・ 原則としてお預かりいたします。
- 所持品の持ち込み・・・・ 必要の範囲において持ち込み可能です。
- 体調不良時の受診・・・・ 原則、ご家族に迎えに来てもらい対応していただきます。
- 宗教活動・・・・・・・・・・ 信仰は自由ですが、施設内での布教活動はご遠慮ください。
- ペ ッ ト・・・・・・・・・・ ペットの持ち込みはできません。

(4) 身体拘束廃止に関する取り組みについて

当施設では、別紙【身体的拘束その他行動制限廃止伊豆白寿園マニュアル】に基づき、ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の方法による利用者の制限をしません。

なお、緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合には、以下の手続きを経て実施のこととします。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 1. 身体拘束廃止委員会の開催   | 原則 1 回／月 その他必要に応じて随時開催   |
| 2. 検討内容           | 「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件をすべて満たす状態であるかを確認します。  |
| 3. 緊急やむを得ない場合の手続き | ①家族、または代理人等に連絡し面接の上説明をします。<br>②家族等の十分な理解と同意を得て、説明書に署名捺印をいただきます。                |
| 4. 介護記録の記載        | 実際に身体拘束を行う場合には、様態・時間・心身の状況等を記録します。   |
| 5. その他拘束廃止の為の取り組み | ①身体拘束廃止を目的に継続的な身体拘束廃止委員会を開催します。<br>②職員は最新の知識と技術を学ぶ機会に参加し、拘束廃止の取り組みを積極的に取り入れます。 |

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化等があった場合は、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

|       |  |
|-------|--|
| 緊急連絡先 |  |
| 氏 名   |  |
| 住 所   |  |
| 電話番号  |  |
| 続 柄   |  |

8. 非常災害対策

- ・防災時の対応・・・・ 「社会福祉法人共済福祉会伊豆白寿園消防計画」により対処します。
- ・防災設備・・・・・・・・ 消防法に定める各種防災設備は完備しています。
- ・防災訓練・・・・・・・・ 総合防災訓練 2回／年、施設防災訓練 毎月
- ・防火管理者・・・・ 佐々木 省三

9. 事故発生時の対応

(1) 当事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行なうと共に、必要な措置を行ないます。

また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐために対策を講じます。

- (2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行いません。

#### 10. 秘密保持

「社会福祉法人共済福祉会における個人情報保護に対する基本方針等」に基づき、個人情報の取り扱いを以下のとおり行いません。

- (1) 当事業所の従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です。
- (2) 当事業所は、重要事項説明の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、ご利用者及びその家族等に関する情報を提供することがあります。
- ① 要介護・要支援認定調査について、関係する都道府県、市町村、付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。
  - ② 主治医等が治療に要する目的で情報提供や報告を求めた場合。
  - ③ 施設生活援助に要する目的でサービス担当者会議等において情報提供が必要な場合。
  - ④ 利用者の退所等に伴い継続したサービス提供上の情報を用いる必要がある場合。
- (3) 当事業所は、将来を担う介護従事者等の実習生、またはご利用者のサービス提供を目的にボランティアの受入をしていますが、職員と同様に施設で知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないよう事前説明の上、秘密保持に関わる誓約書を交わしています。

#### 11. 福祉サービス第三者評価事業

福祉サービスの質の向上や、ご利用者の適切なサービス選択のために、第三者が一定の基準に照らして専門的、客観的に事業所を評価し、情報を公開する事業です。

当事業所の実施状況

|          |   |
|----------|---|
| 第三者評価の実施 | 無 |
|----------|---|

#### 12. サービス内容に関する相談・苦情

##### ① 苦情解決の仕組み

##### ①-1 苦情の受付

伊豆白寿園

- ・受付担当 田中 博恵
- ・電話 055-978-7511
- ・FAX 055-978-7512

第三者委員会

- ・第三者委員 石橋 菜穂子 電話 055-944-6644
- 大谷 真 電話 055-978-9288
- 山田 信昭 電話 055-979-3950

##### ①-2 受付の報告・確認

- ・苦情解決責任者 社会福祉法人 共済福祉会  
高齢者福祉部 部長 竹村 聖一郎
- ・第三者委員

##### ①-3 苦情解決のための話し合い

##### ①-4 苦情解決結果の報告

##### ①-5 解決できない場合

(福) 静岡県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」に申し立てることができます。

「運営適正化委員会」連絡先  
 静岡県福祉サービス運営適正化委員会  
 〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70  
 (福)静岡県社会福祉協議会内  
 電話 054-653-0840  
 FAX 054-251-7508

- ①-6 苦情解決第三者委員会議  
 3ヶ月に1回、定例会議を開催

② その他

当施設では、ご利用者の皆様の苦情・ご意見等を承るため、「苦情・ご意見箱」を玄関に設置してありますので、ご利用ください。

なお、当施設以外に、区市町村等の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

|                |        |                |
|----------------|--------|----------------|
| 函南町            | 介護保険担当 | 電話055-979-8126 |
| 伊豆の国市          | 介護保険担当 | 電話0558-76-8009 |
| 三島市            | 介護保険担当 | 電話055-983-2607 |
| (              | 介護保険担当 | 電話             |
| 静岡県国民健康保険団体連合会 | 介護保険課  | 電話054-253-5590 |

13. 当法人の概要

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 名称・法人種別    | 社会福祉法人 共済福祉会                     |
| 代表者役職・氏名   | 理事長 志村 幸洋                        |
| 本部所在地・電話番号 | 静岡県田方郡函南町平井717-2<br>055-978-4100 |

当法人が運営している事業所

【高齢者福祉関連事業】

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 介護老人福祉施設              | 特別養護老人ホーム 伊豆白寿園    |
| 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 | 伊豆白寿園 老人ショートステイ    |
| 通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業  | かなみ老人デイサービス        |
| 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業  | 共済福祉会 ほほえみ訪問介護センター |
| 居宅介護支援                | 共済福祉会 ほほえみ居宅支援事業所  |

【障害者福祉関連事業】

|                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| 障害者支援施設（生活介護・施設入所支援） | 伊豆ライフケアホーム         |
| 短期入所事業               | 伊豆ライフケアホーム         |
| 日中一時支援事業             | 伊豆ライフケアホーム         |
| 生活介護事業               | 伊豆ふれあいデイサービスセンター   |
| 相談支援事業               | リベルテ               |
| 放課後等デイサービス           | なないろ               |
| 居宅介護                 | 共済福祉会 ほほえみ訪問介護センター |

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 静岡県田方郡函南町平井750番地  
名称 特別養護老人ホーム 伊豆白寿園

代表者名 施設長 竹村 聖一郎 印

説明者 所属 特別養護老人ホーム 伊豆白寿園

氏名 関根 知之 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）についての重要事項の説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所  
氏名 印

（代理人） 住所  
氏名 印